

社会資本総合整備計画

社会資本整備総合交付金

令和06年03月07日

| | | | | | | | | | | | | | |
|------------|---|-----|---|-----|---|---|---|---|---|---|-------------------------|---|---|
| 計画の名称 | 「吉野・高野・熊野の国」の連携による世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」地域の観光地域活性化（重点） | | | | | | | | | | | | |
| 計画の期間 | 令和02年度～令和06年度（5年間） | | | | | | | | | | 重点配分対象の該当 | ○ | |
| 交付対象 | 和歌山県 | | | | | | | | | | | | |
| 計画の目標 | 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されている観光資産を活用し、「吉野・高野・熊野の国」事業実施委員会により、両県一体となり観光促進のための社会資本整備を実施することで広域的な交流の促進、観光活性化を図る。 | | | | | | | | | | | | |
| 全体事業費（百万円） | 合計（A+B+C+D） | 949 | A | 949 | B | 0 | C | 0 | D | 0 | 効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D) | 0 | % |

| 番号 | 計画の成果目標（定量的指標） | | | |
|----|---|----------------|--------------|--------------|
| | 定量的指標の定義及び算定式 | 定量的指標の現況値及び目標値 | | |
| | | 当初現況値 H30末 | 中間目標値 R5末 | 最終目標値 R6末 |
| 1 | 【和歌山県・三重県 共通目標】 観光入込客数1,714万人（H30）から1,885万人（R6）に増加（171万人（10%）の増加） 【和歌山県・三重県 共通目標】 観光入込客数1,714万人（H30）から1,885万人（R6）に増加（171万人（10%）の増加） 観光入込客数 | 1714万人 | 1853万人 | 1885万人 |
| 2 | 【和歌山県 重点目標】 和歌山県（新宮市・田辺市・白浜町・那智勝浦町・かつらぎ町・高野町・九度山町・すさみ町）における観光入込客数1,482万人（H30）から1,630万人（R6）に増加（148万人（10%）の増加） 【和歌山県 重点目標】 和歌山県（新宮市・田辺市・白浜町・那智勝浦町・かつらぎ町・高野町・九度山町・すさみ町）における観光入込客数1,482万人（H30）から1,630万人（R6）に増加（148万人（10%）の増加） 和歌山県（新宮市・田辺市・白浜町・那智勝浦町・かつらぎ町・高野町・九度山町・すさみ町）における観光入込客数 | 1482万人 | 1600万人 | 1630万人 |
| 3 | 【和歌山県 単独目標】 拠点施設を結ぶ観光ルートにおける1日当たりの総アクセス時間を3時間・台/日（R6）短縮する 【和歌山県 単独目標】 拠点施設を結ぶ観光ルートにおける総アクセス時間短縮効果を算出 (アクセス短縮時間効果) = (整備前のアクセス時間 - 整備後のアクセス時間) × 日交通量（H27交通センサス） | 0時間・台/日 | 時間・台/日 | 3時間・台/日 |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|---|----------|---|----------|---|------------|---|------------|---|-----------|---|-----------|---------------|
| 備考等 | 個別施設計画を含む | - | 国土強靱化を含む | - | 定住自立圏を含む | - | 連携中枢都市圏を含む | - | 流域水循環計画を含む | - | 地域再生計画を含む | - | 避難確保計画の策定 | 避難行動要支援者名簿の提供 |
| 全体事業費に占める効果促進事業費（提案事業）割合は、0%となる。その他事項については（参考様式2）整備計画関連事項に記載。 | | | | | | | | | | | | | | |

A 基幹事業

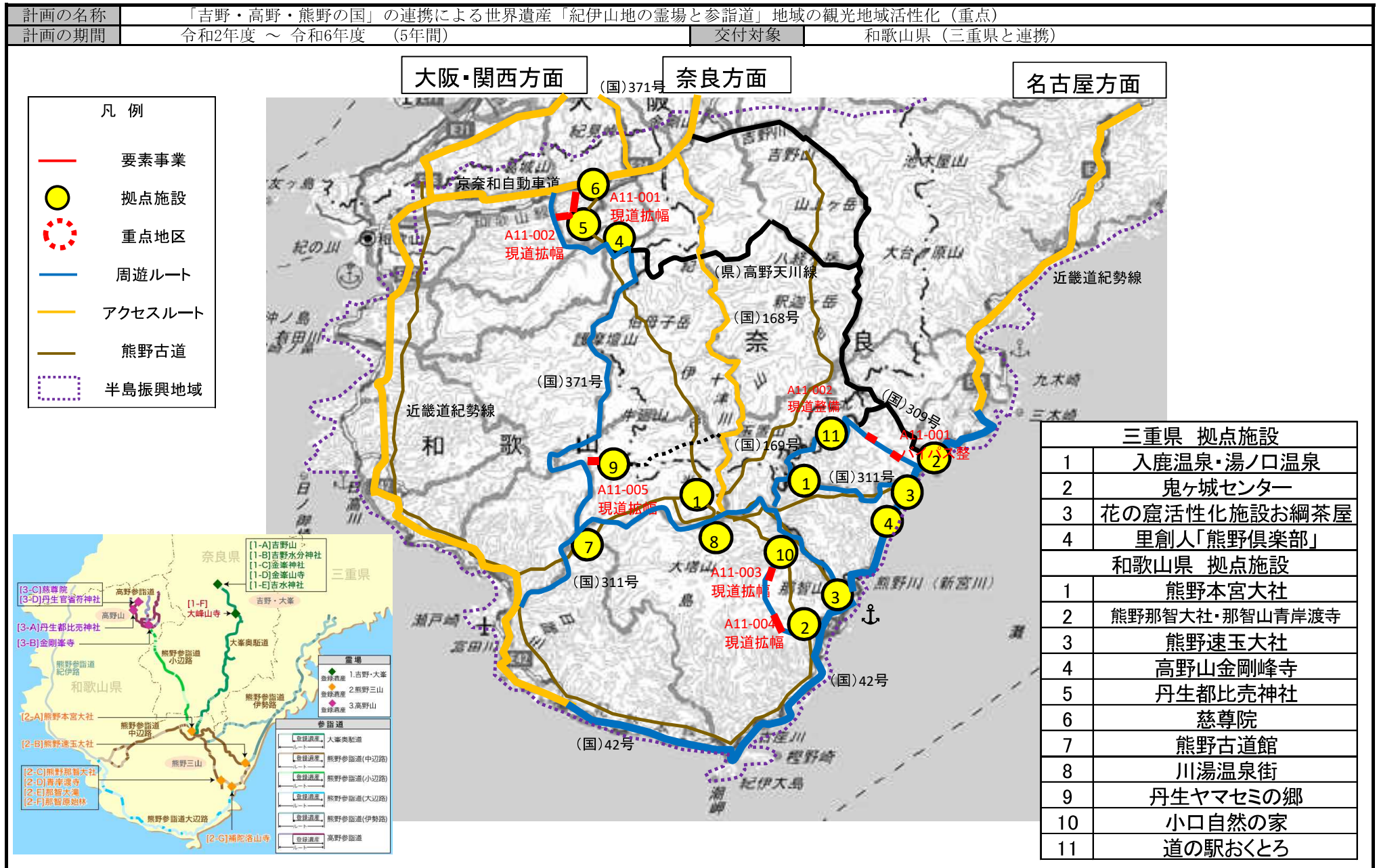
| 基幹事業(大) | 番号 | 事業種別 | 地域種別 | 交付対象 | 直接間接 | 事業者 | 種別1 | 種別2 | 要素となる事業名 (事業箇所) | 事業内容 (延長・面積等) | 市区町村名/ 港湾・地区名 | 事業実施期間(年度) | | | | | 全体事業費 (百万円) | 費用 便益比 | 個別施設計画 策定状況 | |
|----------------------|----------|----------|------|------|------|------|-----------|-----------|---------------------|-----------------------|------------------|------------|-----|-----|-----|-----|----------------|-----------|----------------|--|
| | | | | | | | | | | | | R02 | R03 | R04 | R05 | R06 | | | | |
| 一体的に実施することにより期待される効果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 広域連携事業 | A11-001 | 道路 | 一般 | 和歌山県 | 直接 | 和歌山県 | 都道府 県道 | 改築 | (一)志賀三谷線 教良 寺~三谷 | 現道拡幅(L=400m) | かつらぎ町 | | | | | | 100 | - | | |
| | | 紀伊半島振興計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | A11-002 | 道路 | 一般 | 和歌山県 | 直接 | 和歌山県 | 都道府 県道 | 改築 | (主)高野口野上線 天 野~星山 | 現道拡幅(L=200m) | かつらぎ町 | | | | | | 153 | - | |
| | 紀伊半島振興計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | A11-003 | | 道路 | 一般 | 和歌山県 | 直接 | 和歌山県 | 都道府 県道 | 改築 | (主)那智勝浦熊野川線 西、赤木 | 現道拡幅(L=100m) | 新宮市 | | | | | | 200 | - | |
| | | 紀伊半島振興計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | A11-004 | 道路 | 一般 | 和歌山県 | 直接 | 和歌山県 | 都道府 県道 | 改築 | (主)那智勝浦古座川線 川関~田垣内 | 現道拡幅(L=600m) | 那智勝浦町 | | | | | | 208 | - | |
| | 紀伊半島振興計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | A11-005 | | 道路 | 一般 | 和歌山県 | 直接 | 和歌山県 | 都道府 県道 | 改築 | (一)龍神十津川線 丹 生ノ川 | 現道拡幅(L=500m) | 田辺市 | | | | | | 288 | - | |
| | | 紀伊半島振興計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 小計 | | | | | | 949 | | |
| | | | | | | | | | | | | 合計 | | | | | | 949 | | |

交付金の執行状況

(単位：百万円)

| | R02 | R03 | R04 | | |
|-------------------------------|----------------|----------------|------|--|--|
| 配分額 (a) | 106 | 67 | 63 | | |
| 計画別流用増 減額 (b) | 0 | 0 | 0 | | |
| 交付額 (c=a+b) | 106 | 67 | 63 | | |
| 前年度からの繰越額 (d) | 0 | 73 | 27 | | |
| 支払済額 (e) | 33 | 113 | 72 | | |
| 翌年度繰越額 (f) | 73 | 27 | 18 | | |
| うち未契約繰越額(g) | 43 | 18 | 1 | | |
| 不用額 (h = c+d-e-f) | 0 | 0 | 0 | | |
| 未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))% | 40.56 | 12.85 | 1.11 | | |
| 未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由 | 施工協議の調整が難航したため | 施工協議の調整が難航したため | | | |

(参考様式) 参考図面 (社会資本総合整備計画 広域連携事業)



(整備計画関連事項)

| 計画の評価の実施予定 | | | | | | | |
|--|--|----------------|------|---|----------|----------------------|------|
| 中間：令和6年7月予定、事後：令和7年7月予定 | | | | | | | |
| | 拠点施設 | 広域的特定活動 | 重点地区 | | 拠点施設 | 広域的特定活動 | 重点地区 |
| ① | 熊野本宮大社 | 歴史上価値の高い建造物の展示 | | ⑦ | 熊野古道館 | 観光案内、宿泊、食事等の提供 | |
| ② | 熊野那智大社・那智山青岸渡寺 | 歴史上価値の高い建造物の展示 | | ⑧ | 川湯温泉街 | 観光案内、宿泊、食事等の提供 | |
| ③ | 熊野速玉大社 | 歴史上価値の高い建造物の展示 | | ⑨ | 丹生ヤマセミの郷 | 地域固有の自然、文化等の体験の機会の提供 | |
| ④ | 高野山金剛峯寺 | 歴史上価値の高い建造物の展示 | | ⑩ | 小口自然の家 | 地域固有の自然、文化等の体験の機会の提供 | |
| ⑤ | 丹生都比売神社 | 歴史上価値の高い建造物の展示 | | ⑪ | 道の駅おくとろ | 観光案内、宿泊、食事等の提供 | |
| ⑥ | 慈尊院 | 歴史上価値の高い建造物の展示 | | ⑫ | | | |
| 連携先都道府県との連携について | | | | | | | |
| 連携方針 | 和歌山県・三重県には世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録されている歴史的資産が広域的に存在しており、その観光資源を活かすために「吉野・高野・熊野の国」事業実施委員会により、両県一体となって観光誘致などの取組を行っている。また、観光誘致活動に合わせて、社会資本整備を一体的に実施することにより、当該地域の周遊観光を促進し、より一層の観光活性化を図る。 | | | | | | |
| 推進体制 | 三重県との連携により設立した「吉野・高野・熊野の国」実行委員会により事業を推進する。 | | | | | | |
| 具体的な取組内容 | 年1回開催の「吉野・高野・熊野の国」事業実施委員会において活動内容や今後の方針等の共有、また、社会資本の整備状況に応じた今後の整備方針や効果促進等についてを検討する場として、両県の社会資本整備担当者による部会を開催する。 また、広域的な世界遺産地域の活性化に向けた活動に必要な調整等を実施する。 | | | | | | |
| 整備方針 | | | | 整備方針に合致する主な事業 | | | |
| ① | 拠点施設へのアクセスを向上し、周遊性を高める | | | A11-001, A11-002, A11-003, A11-004, A11-005 | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 交付対象事業に関連して実施される主な事業 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 一般国道42号すさみ串本道路、串本太地道路、新宮道路、新宮紀宝道路（事業主体：国土交通省、バイパス L=43.4km、事業期間：平成25年～） 一般国道169号奥瀬道路Ⅲ期（事業主体：国土交通省、バイパス L=3.4km、事業期間：平成28年～） | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| その他 | | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 地域未来投資法に基づく基本計画（計画主体：和歌山県、計画期間：平成30年～令和4年） | | | | | | | |
| 連携内容：本基本計画の実施にあたっては、広域的な地域活性化基盤整備計画と連携しながら事業環境整備に取り組んでいく。(P.20) | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

事前評価チェックシート

計画の名称：「吉野・高野・熊野の国」の連携による世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」地域の観光地域活性化（重点）

| 事 前 評 価 | チェック欄 |
|---|-------|
| I. 目標の妥当性 基本方針・上位計画等との適合等 1) 基本方針と適合している。 | ○ |
| I. 目標の妥当性 基本方針・上位計画等との適合等 2) 上位計画等と整合性が確保されている。 | ○ |
| I. 目標の妥当性 目標と広域的特定活動及び拠点施設との関係 1) 広域的特定活動により、目標達成の可能性が高い。 | ○ |
| I. 目標の妥当性 目標と広域的特定活動及び拠点施設との関係 2) 広域的特定活動の拠点としての拠点施設の位置づけが妥当である。 | ○ |
| II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。 | ○ |
| II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。 | ○ |
| II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 3) 指標・数値目標が分かりやすいものとなっている。 | ○ |
| II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 4) 拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業の一体性が確保されている。 | ○ |
| II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。 | ○ |
| II. 計画の効果・効率性 事業の効果 1) 十分な事業効果が確認されている。 | ○ |
| II. 計画の効果・効率性 事業の効果 2) 他の事業との連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。 | ○ |
| III. 計画の実現可能性 計画の具体性 1) 拠点施設で広域的特定活動が実施される見込みが高い。 | ○ |
| III. 計画の実現可能性 計画の具体性 2) 拠点施設整備を新たに行う場合、その蓋然性が高い。 | ○ |
| III. 計画の実現可能性 円滑な事業執行の環境 1) 民間事業者等の多様な主体との連携が図られている。 | ○ |
| III. 計画の実現可能性 円滑な事業執行の環境 2) 事業実施のための環境整備が図られている。 | ○ |

(確認様式1)

交付限度額算定表

| | | | | | | | |
|----------------------|------------|-----------------------|--------------|----------------|--------------|------------|---------|
| 要綱第5に掲げる式による交付限度額(X) | 427.05 百万円 | 規則第17条第1項に基づく交付限度額(Y) | 8,069.80 百万円 | $X \leq Y$ ゆえ、 | 本計画における交付限度額 | 427.05 百万円 | |
| | | | | | | 交付率 | 45.00 % |
| | | | | | | 提案事業比率 | 0.00 % |

規則第17条第1項に基づく限度額算定

S 314 km²

拠点施設を中心とする半径Rの円の面積(πR^2)

π :3.14

r:最短距離 10

拠点施設から都道府県の境界までの距離 10 km

拠点施設から海岸線までの距離 21 km

r₀: 10 km

R: $r \geq r_0$ ゆえ、 10 km

T 5年

当該広域的な地域活性化基盤整備計画の計画期間

令和2年度 ~ 令和6年度

C 1,028.0 万円/km²・年度

単位面積あたり及び単年度あたりの標準的な投資額

行政投資全国実績のうち、都道府県が主体となる交付対象事業に係るものを全国平均で除したものの(最新5箇年の平均)

S × C × T × 0.5 = 8,070 百万円

要綱第5に掲げる式による限度額算定

| | | |
|---------|-----------------------|---------|
| 交付対象事業費 | 拠点施設関連基盤 施設整備事業(A) | 949 百万円 |
| | 提案事業(B) | 0 百万円 |
| | 合計 | 949 百万円 |

| | |
|---|------------|
| $\alpha 1 = 9(A+B) / 10 =$ | 854.10 |
| $\alpha 2 = 12A / 11 =$ | 1,035.27 |
| $\alpha 1 < \alpha 2$ ゆえ、交付限度額(X): $\alpha / 2 =$ | 427.05 百万円 |

(確認様式1-1)

rの選定根拠(複数の拠点施設が記載されている場合)

※ 計画に記載された拠点施設から都道府県の境界若しくは海岸線までの最短距離
(複数の拠点施設が記載されている場合は、そのうち最も大きい値)

<選定方法>

- ① 各拠点施設から都道府県の境界までの距離:r1、海岸線までの距離:r2を記入
(〇〇群とした場合は群の中心付近からの距離とする)
- ② 最短距離欄に、r1、r2のうち短い距離を記入
- ③ 最短距離のうち、最も大きい値となる拠点施設からのr1、r2を交付限度額算定表に記載する値として選定

(単位:km)

| 拠点施設名 | ① | | ② |
|----------------|-------------------------------|---------------------------|----------------------------|
| | 拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1 | 拠点施設から 海岸線までの 距離:r2 | 最短距離 (r1、r2のうち 短い距離) |
| 熊野本宮大社 | 5 | 25 | 5 |
| 熊野那智大社・那智山青岸渡寺 | 9 | 5 | 5 |
| 熊野速玉大社 | 1 | 3 | 1 |
| 高野山金剛峯寺 | 5 | 37 | 5 |
| 丹生都比売神社 | 8 | 33 | 8 |
| 慈尊院 | 6 | 36 | 6 |
| 熊野古道館 | 10 | 21 | 10 |
| 川湯温泉街 | 8 | 23 | 8 |
| 丹生ヤマセミの郷 | 2 | 27 | 2 |
| 小口自然の家 | 6 | 15 | 6 |
| 道の駅おくとろ | 1 | 15 | 1 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※ 選定結果(交付限度額算定表に記載する値)

(単位:km)

| 拠点施設名 | ③ | |
|-------|-------------------------------|---------------------------|
| | 拠点施設から 都道府県の境界 までの距離:r1 | 拠点施設から 海岸線までの 距離:r2 |
| 熊野古道館 | 10 | 21 |

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

| | | | |
|--|----------------------------|------------|----------------|
| 施設名 | 熊野本宮大社 | 所在地 | 田辺市本宮町本宮1110 |
| 設置主体 | 熊野本宮大社 | 管理・運営主体 | 熊野本宮大社 |
| 拠点施設の区分 | 法第2条第2項第3号 | 広域的特定活動の区分 | 法第2条第1項第1号口(2) |
| 拠点施設データ | 1,619,000人(観光入込客数:田辺市旧本宮町) | | |
| 拠点施設の整備の有無 | 無 | 整備期間 | |
| 拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 | | | |
| ＜概要及び整備計画＞ 平成16年7月に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録された構成遺産の一部であり、熊野三山の一つ。熊野三山とは「熊野本宮大社」、「熊野速玉大社」、「熊野那智大社」の3社と「青岸渡寺」及び「補陀洛山寺」の2寺からなる熊野信仰の中心地であり、日本を代表する霊場の1つである。檜皮葺の威厳に満ちた社殿は壮観である。主祭神は家津美御子大神(けつみみこのおおかみ=スサノオノミコト)、本地仏は阿弥陀如来とされていることから、熊野本宮大社は極楽浄土の聖地とみなされてきた。かつては「大斎原」と呼ばれる中州に鎮座していたが、明治22年の水害を受け、免れた上4社3棟が現在地に移築・再建された。熊野古道中辺路、小辺路、大峰奥駈道といったいくつかの参詣道の交差点に位置しており、熊野詣の最初の目的地である。平成30年には創建2050年を迎えた。 | | | |
| ＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ 熊野本宮大社とその参詣道である熊野古道をはじめとする世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成遺産相互の移動を行うに際し、現道のうち幅員が狭小である箇所を中心として道路改良を整備することにより、観光客の誘客を促す。 | | | |
| 拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 | | | |
| ＜現況＞ ・熊野信仰の中心地の一つとして、国内外から訪れる観光客に対し、世界遺産としての文化的資産の展示を行っている。 ・現在は、当該施設を含む紀伊半島地域の観光振興と地域活性化を図ることを目的に、紀伊地域の県で「吉野・高野・熊野の国」を設立し、世界遺産等を活用した事業を共同で推進しているところであり、令和元年7月には世界遺産登録15周年を記念し、旅行事業者やメディアを対象としたシンポジウムや各種記念イベントを開催するなどより一層の誘客に向けて魅力発信に力を入れているところである。 ・また、田辺市を中心とする観光DMOである、田辺市熊野ツーリズムビューローが、官民連携による観光客誘客に取り組んでおり、海外の観光客をターゲットにしたプロモーションや、地元の宿泊施設に対する外国人観光客の受け入れセミナーなどを行っているところである。 | | | |
| ＜将来＞ ・「吉野・高野・熊野の国」として当該施設を含む紀伊半島地域の観光施設の誘客活動としてポスター制作やCM、首都圏、中京圏、関西圏でのイベント開催といった魅力発信を継続するとともに、令和6年7月の世界遺産登録20周年に向けて更なる誘致活動に取り組む予定である。 ・また、和歌山県と三重県の県境に位置する新宮港においてクルーズ振興の取り組みが行われており、両県の自治体がクルーズ客船を地域全体の観光活性化につなげることを目的とした「新宮港クルーズ振興広域協議会」を設立し、一度に2千名を超える観光客の受入を目指し、オプションルツアーや観光サイト充実、観光マップの作成、案内看板の外国語表記などに取り組む予定である。 ・当該施設の所在する田辺市本宮町域の観光入込客数は平成30年時点で約162万人(前年比107%)と好調に推移しているところであり、上記取り組み等によりさらなる観光入込客数の増加が見込まれているところである。 | | | |

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

| | | | |
|--|----------------------------|------------|----------------|
| 施設名 | 熊野速玉大社 | 所在地 | 新宮市新宮1 |
| 設置主体 | 熊野速玉大社 | 管理・運営主体 | 熊野速玉大社 |
| 拠点施設の区分 | 法第2条第2項第3号 | 広域的特定活動の区分 | 法第2条第1項第1号口(2) |
| 拠点施設データ | 1,200,000人(観光入込客数:新宮市旧新宮市) | | |
| 拠点施設の整備の有無 | 無 | 整備期間 | |
| 拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 | | | |
| ＜概要及び整備計画＞ 平成16年7月に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録された構成遺産の一部であり、熊野三山の一つ。熊野三山とは「熊野本宮大社」、「熊野速玉大社」、「熊野那智大社」の3社と「青岸渡寺」及び「補陀洛山寺」の2寺からなる熊野信仰の中心地であり、日本を代表する霊場の1つである。神門の先に広がる壮麗で美しい朱塗りの社殿は、鎌倉時代に描かれた「熊野曼荼羅」の世界を再現している。主祭神は熊野速玉大神(くまのはやたまのおおかみ=イザナギノミコト)。飛び地境内の摂社・神倉神社に鎮座する霊石ゴトビキ岩をご神体とする。ゴトビキ岩は熊野の神々が最初に降臨したといわれ、古代の神話で神武天皇が登った天磐盾(アマノイワタテ)であると伝えられている。神倉山の中腹に位置し、538段の急峻な階段を登った先に鎮座する巨岩は、息をのむ圧倒的な存在感を放っている。 | | | |
| ＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ 熊野速玉大社とその参詣道である熊野古道をはじめとする世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成遺産相互の移動を行うに際し、現道のうち幅員が狭小である箇所を中心として道路改良を整備することにより、観光客の誘客を促す。 | | | |
| 拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 | | | |
| ＜現況＞ ・熊野信仰の中心地の一つとして、国内外から訪れる観光客に対し、世界遺産としての文化的資産の展示を行っている。 ・現在は、当該施設を含む紀伊半島地域の観光振興と地域活性化を図ることを目的に、紀伊地域の県で「吉野・高野・熊野の国」を設立し、世界遺産等を活用した事業を共同で推進しているところであり、令和元年7月には世界遺産登録15周年を記念し、旅行事業者やメディアを対象としたシンポジウムや各種記念イベントを開催するなどより一層の誘客に向けて魅力発信に力を入れているところである。 | | | |
| ＜将来＞ ・「吉野・高野・熊野の国」として当該施設を含む紀伊半島地域の観光施設の誘客活動としてポスター製作やCM、首都圏、中京圏、関西圏でのイベント開催といった魅力発信を継続するとともに、令和6年7月の世界遺産登録20周年に向けて更なる誘致活動に取り組む予定である。 ・また、和歌山県と三重県の県境に位置する新宮港においてクルーズ振興の取り組みが行われており、両県の自治体がクルーズ客船を地域全体の観光活性化につなげることを目的とした「新宮港クルーズ振興広域協議会」を設立し、一度に2千名を超える観光客の受入を目指し、オプションツアーや観光サイト充実、観光マップの作成、案内看板の外国語表記などに取り組む予定である。 ・当該施設の所在する新宮市域の観光入込客数は平成30年時点で約120万人(前年比103%)と好調に推移しているところであり、上記取り組み等によりさらなる観光入込客数の増加が見込まれているところである。 | | | |

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

| | | | |
|------------|--------------------------|------------|-----------------|
| 施設名 | 熊野那智大社・那智山青岸渡寺 | 所在地 | 東牟婁郡那智勝浦町大字那智山1 |
| 設置主体 | 熊野那智大社・那智山青岸渡寺 | 管理・運営主体 | 熊野那智大社・那智山青岸渡寺 |
| 拠点施設の区分 | 法第2条第2項第3号 | 広域的特定活動の区分 | 法第2条第1項第1号口(2) |
| 拠点施設データ | 1,524,000人(観光入込客数:那智勝浦町) | | |
| 拠点施設の整備の有無 | 無 | 整備期間 | |

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

平成16年7月に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録された構成遺産の一部であり、熊野三山の一つ。熊野三山とは「熊野本宮大社」、「熊野速玉大社」、「熊野那智大社」の3社と「青岸渡寺」及び「補陀洛山寺」の2寺からなる熊野信仰の中心地であり、日本を代表する霊場の1つである。6棟からなる鮮やかな朱塗りの社殿と、背後で美しいコントラストをなす社叢が一体となった境内は神聖な空気が漂う。主祭神は、万物の生成・育成を司る熊野夫須美大神(くまのふすみのおおかみ=イザナミノミコト)。別宮・飛瀧神社の御神体である那智の大滝は、高さ133mと直瀑では日本一の大滝であり、水しぶきや轟音とともに神々しい空気を放つその姿は、大いなる自然への畏敬の念が根源である熊野信仰の象徴であるともいえる。また、隣接する那智山青岸渡寺は、熊野那智大社とともに熊野信仰の中心地として栄華を極め、神仏習合の姿を今に伝えるとともに、西国三十三所観音巡礼の第一番札所としても知られている。現在の本堂は、天正18(1590)年に豊臣秀吉が再建したもので、国の重要文化財に指定されている。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

熊野那智大社・那智山青岸渡寺から熊野古道大雲取越と並行して小口自然の家へとつながり、観光後那智から小口へのキロとしても利用される県道那智勝浦熊野川線・県道那智勝浦古座川線は険しい山中で未だカーブが多く普通自動車の対向できない狭隘な道が長距離に及ぶ。この地域では、熊野古道を区間で歩く観光客や、熊野古道利用者向けの自動車回送サービスが行われているなど、熊野古道に関連した道路利用需要がある。その中でも当該ルート上で特に幅員狭小・カーブが連続する区間の現道拡幅を行うことで、道路の利便性向上を図り、もって観光客の誘客・関連産業の振興に努める。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

<現況>

- ・熊野信仰の中心地の一つとして、国内外から訪れる観光客に対し、世界遺産としての文化的資産の展示を行っている。
- ・現在は、当該施設を含む紀伊半島地域の観光振興と地域活性化を図ることを目的に、紀伊地域の県で「吉野・高野・熊野の国」を設立し、世界遺産等を活用した事業を共同で推進しているところであり、令和元年7月には世界遺産登録15周年を記念し、旅行事業者やメディアを対象としたシンポジウムや各種記念イベントを開催するなどより一層の誘客に向けて魅力発信に力を入れているところである。

<将来>

- ・「吉野・高野・熊野の国」として当該施設を含む紀伊半島地域の観光施設の誘客活動としてポスター制作やCM、首都圏、中京圏、関西圏でのイベント開催といった魅力発信を継続するとともに、令和6年7月の世界遺産登録20周年に向けて更なる誘致活動に取り組む予定である。
- ・また、和歌山県と三重県の県境に位置する新宮港においてクルーズ振興の取り組みが行われており、両県の自治体がクルーズ客船を地域全体の観光活性化につなげることを目的とした「新宮港クルーズ振興広域協議会」を設立し、一度に2千名を超える観光客の受入を目指し、オプションツアーや観光サイト充実、観光マップの作成、案内看板の外国語表記などに取り組む予定である。
- ・当該施設の所在する那智勝浦町域の観光入込客数は平成30年時点で約152万人(前年比101%)と好調に推移しているところであり、上記取り組み等によりさらなる観光入込客数の増加が見込まれているところである。

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

| | | | |
|------------|------------------------|------------|----------------|
| 施設名 | 高野山金剛峯寺 | 所在地 | 伊都郡高野町高野山 |
| 設置主体 | 総本山金剛峯寺 | 管理・運営主体 | 総本山金剛峯寺 |
| 拠点施設の区分 | 法第2条第2項第3号 | 広域的特定活動の区分 | 法第2条第1項第1号口(2) |
| 拠点施設データ | 1,478,000人(観光入込客数:高野町) | | |
| 拠点施設の整備の有無 | 無 | 整備期間 | |

拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等

<概要及び整備計画>

平成16年7月に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録された構成遺産の一部。総本山金剛峯寺という場合、高野山全体を指す言葉となる。高野山は弘法大師・空海が開いた真言密教の聖地であり、日本を代表する霊場の1つである。蓮華のように八葉の峰々に囲まれた東西約6km、南北3kmの山上盆地の中に二大聖地「壇上伽藍」、「奥之院」をはじめ、金剛峯寺など117もの寺院が建ち並ぶ。「壇上伽藍」では弘法大師・空海が最初に建立されたと伝わる御社や117ある寺院の総本堂である金堂をはじめ、高さ48.5mを誇り、堂内にて立体曼荼羅を擁する根本大塔や洗練された美しさを感じる西塔、弘法大師の肖像が納められている御影堂など19もの堂塔が建ち並ぶ壮大な空間が広がっている。また「奥之院」の最奥に位置する御廟では弘法大使が今もなお生き、世の中の平和と人々の幸福を願い瞑想を続けていると信じられており、毎日2回弘法大師に食事を届ける生身供と呼ばれる儀式が行われている。御廟に続く2kmの参道には、樹齢数百年の大杉とともに諸大名の供養塔をはじめとする20万基を超える墓碑が建ち並び、深遠な景観が広がっている。

<拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性>

高野山金剛峯寺とその参詣道である高野山町石道をはじめとする世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成遺産相互の移動を行うに際し、現道のうち幅員が狭小である箇所を中心として道路改良を整備することにより、観光客の誘客を促す。高野山は観光道路である国道371号「高野龍神スカイライン」を通じて龍神温泉、熊野三山地域とつながっており、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の2地域「熊野」「高野」を併せてめぐるルートも活用されている。

拠点施設で行われる広域的特定活動の内容

<現況>

- ・高野参詣の中心地の一つとして、国内外から訪れる観光客に対し、世界遺産としての文化的資産の展示を行っている。
- ・現在は、当該施設を含む紀伊半島地域の観光振興と地域活性化を図ることを目的に、紀伊地域の県で「吉野・高野・熊野の国」を設立し、世界遺産等を活用した事業を共同で推進しているところであり、令和元年7月には世界遺産登録15周年を記念し、旅行事業者やメディアを対象としたシンポジウムや各種記念イベントを開催するなどより一層の誘客に向けて魅力発信に力を入れているところである。

<将来>

- ・「吉野・高野・熊野の国」として当該施設を含む紀伊半島地域の観光施設の誘客活動としてポスター制作やCM、首都圏、中京圏、関西圏でのイベント開催といった魅力発信を継続するとともに、令和6年7月の世界遺産登録20周年に向けて更なる誘致活動に取り組む予定である。
- ・また、橋本市・伊都郡を中心とする観光DMOである、高野山麓ツーリズムビューローが平成29年に設立され、官民連携による観光客誘客に取り組んでおり、今後高野山地域の世界遺産の構成遺産のみならず、九度山町で盛んな柿や桃などの農産物などを取り入れた着地型観光の浸透を目指す。
- ・当該施設の所在する高野町域の観光入込客数は平成30年時点で約148万人(前年比104%)と好調に推移しているところであり、上記取り組み等によりさらなる観光入込客数の増加が見込まれているところである。

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

| | | | |
|--|--------------------------------|------------|----------------|
| 施設名 | 丹生都比売神社 | 所在地 | 伊都郡かつらぎ町上天野230 |
| 設置主体 | 丹生都比売神社 | 管理・運営主体 | 丹生都比売神社 |
| 拠点施設の区分 | 法第2条第2項第3号 | 広域的特定活動の区分 | 法第2条第1項第1号口(2) |
| 拠点施設データ | 1,390,000人(観光入込客数:かつらぎ町旧かつらぎ町) | | |
| 拠点施設の整備の有無 | 無 | 整備期間 | |
| 拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 | | | |
| ＜概要及び整備計画＞ 平成16年7月に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録された構成遺産の一部。天照大御神の御妹神で、稚日女命ともされる「丹生都比売大神」を祀る神社の総本社。本殿四殿は一間社春日造の社殿としては、日本最大規模を誇り、楼門とともに重要文化財に指定されている。また朱塗りの太鼓橋は豊臣秀吉の側室である淀君の寄進と伝えられている。弘法大師はこの神社の社地の一部を借り受け、高野山を開山した。高野山の表参道である町石道の間道にあり、高野参詣の前に参拝するのが古くからの習わしとなっている。毎月16日の月次祭(10月は例祭)にはご神犬すずひめ号が特別公開されている。 | | | |
| ＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ 丹生都比売神社へのアクセス道路には、紀ノ川沿いまたは高野山から県道志賀三谷線を利用するルートと京奈和自動車道かつらぎ西IDから国道480号線を経由し、県道高野口野上線を利用するルートがある。また、丹生都比売神社への唯一の公共交通機関であるかつらぎ町のコミュニティバスは県道高野口野上線を利用しているが、当該路線には未だ対向ができない区間が存在するため、現道拡幅を行うことで、観光輸送への寄与を果たす。また、近隣の慈尊院との最短ルートである県道志賀三谷線の特に幅員が狭小区間の現道拡幅を行うことで、慈尊院・丹生都比売神社をはじめ付近の世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」構成遺産各所の周遊性を高め、観光客の滞在の長期化を目指す。 | | | |
| 拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 | | | |
| ＜現況＞ ・高野参詣の中心地の一つとして、国内外から訪れる観光客に対し、世界遺産としての文化的資産の展示を行っている。 ・現在は、当該施設を含む紀伊半島地域の観光振興と地域活性化を図ることを目的に、紀伊地域の県で「吉野・高野・熊野の国」を設立し、世界遺産等を活用した事業を共同で推進しているところであり、令和元年7月には世界遺産登録15周年を記念し、旅行事業者やメディアを対象としたシンポジウムや各種記念イベントを開催するなどより一層の誘客に向けて魅力発信に力を入れているところである。 | | | |
| ＜将来＞ ・「吉野・高野・熊野の国」として当該施設を含む紀伊半島地域の観光施設の誘客活動としてポスター制作やCM、首都圏、中京圏、関西圏でのイベント開催といった魅力発信を継続するとともに、令和6年7月の世界遺産登録20周年に向けて更なる誘致活動に取り組む予定である。 ・また、橋本市・伊都郡を中心とする観光DMOである、高野山麓ツーリズムビューローが平成29年に設立され、官民連携による観光客誘客に取り組んでおり、今後高野山地域の世界遺産の構成遺産のみならず、九度山町で盛んな柿や桃などの農産物などを取り入れた着地型観光の浸透を目指す。 ・当該施設の所在するかつらぎ町域の観光入込客数は平成30年時点で約139万人(前年比109%)と好調に推移しているところであり、上記取り組み等によりさらなる観光入込客数の増加が見込まれているところである。 | | | |

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

| | | | |
|--|-----------------------|------------|----------------|
| 施設名 | 慈尊院 | 所在地 | 伊都郡九度山町慈尊院832 |
| 設置主体 | 慈尊院 | 管理・運営主体 | 慈尊院 |
| 拠点施設の区分 | 法第2条第2項第3号 | 広域的特定活動の区分 | 法第2条第1項第1号口(2) |
| 拠点施設データ | 852,144人(観光入込客数:九度山町) | | |
| 拠点施設の整備の有無 | 無 | 整備期間 | |
| 拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 | | | |
| ＜概要及び整備計画＞ 平成16年7月に世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に登録された構成遺産の一部。高野山が開かれる際、山麗の玄関口であるこの地に庶務を司る政所として、弘仁7(816)年に創建された寺院。息子の姿をひと目見たいと讃岐国から訪ねてきた弘法大師の母公が、当時は女人禁制のために高野山に上ることができず、亡くなるまで過ごしたと伝えられている。弘法大師はこの世を去った母公のために弥勒堂を建て、弥勒菩薩を安置した。境内の慈尊院弥勒堂は重要文化財に指定されている。女人高野として女性たちの信仰を集めたが、今も子育て、安産祈願などご利益のある寺院として知られている。 | | | |
| ＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ 慈尊院および同じ高野地域に存在する丹生都比売神社、そして高野山町石道に並行して通る県道志賀三谷線の特に幅員狭小となる区間の現道拡幅を行うことで、観光周遊性を高め、観光客等の滞在長期化を目指す。 | | | |
| 拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 | | | |
| ＜現況＞ ・高野参詣の中心地の一つとして、国内外から訪れる観光客に対し、世界遺産としての文化的資産の展示を行っている。 ・現在は、当該施設を含む紀伊半島地域の観光振興と地域活性化を図ることを目的に、紀伊地域の県で「吉野・高野・熊野の国」を設立し、世界遺産等を活用した事業を共同で推進しているところであり、令和元年7月には世界遺産登録15周年を記念し、旅行事業者やメディアを対象としたシンポジウムや各種記念イベントを開催するなどより一層の誘客に向けて魅力発信に力を入れているところである。 | | | |
| ＜将来＞ ・「吉野・高野・熊野の国」として当該施設を含む紀伊半島地域の観光施設の誘客活動としてポスター制作やCM、首都圏、中京圏、関西圏でのイベント開催といった魅力発信を継続するとともに、令和6年7月の世界遺産登録20周年に向けて更なる誘致活動に取り組む予定である。 ・また、橋本市・伊都郡を中心とする観光DMOである、高野山麓ツーリズムビューローが平成29年に設立され、官民連携による観光客誘客に取り組んでおり、今後高野山地域の世界遺産の構成遺産のみならず、九度山町で盛んな柿や桃などの農産物などを取り入れた着地型観光の浸透を目指す。 ・当該施設の所在する九度山町域の平成30年度の観光入込客数は85万人であり、上記取り組み等によりさらなる観光入込客数の増加が見込まれているところである。 | | | |

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

| | | | |
|---|---------------------------|------------|------------------------|
| 施設名 | 熊野古道館(滝尻王子) | 所在地 | 和歌山県田辺市中辺路町栗栖川1222-1 |
| 設置主体 | 田辺市※熊野古道館のみ | 管理・運営主体 | 中辺路町観光協会(指定管理)※熊野古道館のみ |
| 拠点施設の区分 | 法第2条第2項第3号 | 広域的特定活動の区分 | 法第2条第1項第1号口(2) |
| 拠点施設データ | 340,000人(観光入込客数:田辺市旧中辺路町) | | |
| 拠点施設の整備の有無 | 無 | 整備期間 | |
| 拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 | | | |
| ＜概要及び整備計画＞ 熊野古道中辺路の観光情報の拠点であり、滝尻王子の向かいに位置している。中辺路町内の12の王子社にちなんだ12角形の建物が特徴。熊野古道を中心とした中辺路の観光案内と歴史紹介を兼ねた休憩施設として建設された。王子(社)とは熊野権現の御子神が祀られている場所であり、休憩所や宿泊所とされているところもあった。皇族や貴族が参詣していたころは、順番に王子(社)を巡り神仏に祈りを捧げることによって穢れを落とし、熊野へ向かうことが儀礼とされ、中でも滝尻王子は「五躰王子」と呼ばれる5つの格式高い王子(社)の1つとされている。 | | | |
| ＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ 熊野古道をはじめとする世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の構成遺産相互の移動を行うに際し、現道のうち幅員が狭小である箇所を中心として道路改良を整備することにより、観光客の誘客を促す。 | | | |
| 拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 | | | |
| ＜現況＞ ・熊野古道館においては、熊野懐紙、滝尻王子社の所蔵品など文化的資産の展示や中辺路のビデオなどをはじめ、熊野古道に関する資料や中辺路の観光情報を提供しているほか、地元の陶芸グループの作品を展示即売や、古道再現絵巻のコーナーなども併設されている。 ・現在は、当該施設を含む紀伊半島地域の観光振興と地域活性化を図ることを目的に、紀伊地域の県で「吉野・高野・熊野の国」を設立し、世界遺産等を活用した事業を共同で推進しているところであり、令和元年7月には世界遺産登録15周年を記念し、旅行事業者やメディアを対象としたシンポジウムや各種記念イベントを開催するなどより一層の誘客に向けて魅力発信に力を入れているところである。 ・また、田辺市を中心とする観光DMOである、田辺市熊野ツーリズムビューローが、官民連携による観光客誘客に取り組んでおり、海外の観光客をターゲットにしたプロモーションや、地元の宿泊施設に対する外国人観光客の受け入れセミナーなどを行っているところである。 | | | |
| ＜将来＞ ・「吉野・高野・熊野の国」として当該施設を含む紀伊半島地域の観光施設の誘客活動としてポスター製作やCM、首都圏、中京圏、関西圏でのイベント開催といった魅力発信を継続するとともに、令和6年7月の世界遺産登録20周年に向けて更なる誘致活動に取り組む予定である。 ・また、和歌山県と三重県の県境に位置する新宮港においてクルーズ振興の取り組みが行われており、両県の自治体がクルーズ客船を地域全体の観光活性化につなげることを目的とした「新宮港クルーズ振興広域協議会」を設立し、一度に2千名を超える観光客の受入を目指し、オプションルツアーや観光サイト充実、観光マップの作成、案内看板の外国語表記などに取り組む予定である。 ・当該施設の所在する田辺市中辺路町域の平成30年度の観光入込客数は34万人であり、上記取り組み等によりさらなる観光入込客数の増加が見込まれているところである。 | | | |

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

| | | | |
|--|-----------------------------------|------------|----------------|
| 施設名 | 川湯温泉街 | 所在地 | 和歌山県田辺市本宮町川湯地内 |
| 設置主体 | 川湯温泉街 | 管理・運営主体 | 川湯温泉街 |
| 拠点施設の区分 | 法第2条2項第2号 | 広域的特定活動の区分 | 法第2条第1項第1号口(1) |
| 拠点施設データ | 宿泊者数： 119千人 (内県内： 16千人 県外： 103千人) | | |
| 拠点施設の整備の有無 | 有・無 | 整備期間 | 令和2年4月～令和4年3月 |
| 拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 | | | |
| <概要及び整備計画> 川湯温泉は、昭和32年に熊野本宮温泉郷の一部として湯の峰温泉、渡瀬温泉とともに国民保養温泉地に指定された。平成16年には近隣の熊野本宮大社を含む「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、本宮地方を訪れる観光客は国内、国外とも増加し、川湯温泉街を訪れる観光客も増加している。また、温泉街を流れる大塔川の河原を掘ると温泉が沸き出る珍しい河川であり、冬にはその特性を利用した大型の露天風呂として「仙人風呂」が行われるなど一年を通じ多くの観光客が訪れている。 平成30年8月の台風第20号による護岸の決壊や溢水などにより、川湯温泉街は床上浸水等の家屋浸水被害をうけ一時営業不能となったが、クラウドファンディングなどさまざまな方法を活用し復旧を行っている。また、熊野本宮方面の宿泊者数については、前年の平成29年9月から12月までの4ヶ月間と比較すると、約16千人(約36%)もの人数が減少している。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> | | | |
| 拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 | | | |
| <現況> 川湯温泉は、熊野詣の参詣者に対して古くから湯治場として賑わっていた温泉街であり、特に、川原を掘れば露天風呂が出来ることで全国的に知られている「仙人風呂」は有名であり、近傍の世界遺産(熊野本宮大社等)を訪れる国内外の観光客を中心に、湯治場や宿泊に関する事業活動の提供を行っている。現在は、熊野本宮温泉郷の1つとして環境省が定める国民保養温泉地計画に基づき、川湯温泉駐車場(更衣室・公衆トイレを含む)整備などの事業を進め、平成30年度に整備が完了しさらなる観光客誘客につながっているほか、増加する外国人観光客をもてなすため、外国語に対応出来る従業員を雇用したり、電話翻訳サービスを利用するなど接客力の向上を行っている。また、平成30年度台風第20号により護岸決壊などにより床上浸水等の被害を受け、すべての宿が一時営業不能となったが、平成30年度内に1軒を除き応急復旧が完了し、さらに令和元年度にかけて新たな宿が2軒、飲食店1軒が開業した。被災した温泉宿や引き込み源泉については、令和2年度内の完全復旧にむけ整備が行われているところである。 <将来> 国民保養温泉地計画にある温泉源泉について、3源泉(かめ湯、川湯温泉、聖湯)の新規ボーリングを行い、新たな取水設備を整備し安定した湯量を確保するほか、施設のバリアフリー化や案内板の外国語併記、翻訳アプリの活用、ホームページの外国語表記などおもてなし力向上にむけた活動に取り組む予定としており、これらの取り組みにより、リピーターはもとより新たな層の観光客の増加が見込まれているところである。 | | | |

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

| | | | |
|---|-----------------|------------|-----------------|
| 施設名 | 丹生ヤマセミの郷 | 所在地 | 田辺市龍神村丹生ノ川275-2 |
| 設置主体 | 丹生ヤマセミの郷 | 管理・運営主体 | 丹生ヤマセミの郷 |
| 拠点施設の区分 | 省令第3条第2項 | 広域的特定活動の区分 | 省令第1条第2項 |
| 拠点施設データ | 利用者数:2千人(平成30年) | | |
| 拠点施設の整備の有無 | 無 | 整備期間 | |
| 拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 | | | |
| ＜概要及び整備計画＞ 日高川の支流・丹生ノ川の上流に位置するキャンプ施設。丹生ノ川を挟んでコテージ・テントサイトと、廃校の小学校を利用した宿泊施設・多目的集会所が設置されている。また、平成13年には温泉施設「丹生ヤマセミ温泉館」もオープン、丹生ノ川温泉から引泉されたお湯は「美人をつくる美白湯」として好評を得ている。内風呂と露天風呂があり、露天風呂からは清流丹生ノ川と熊野の山々を一望できる。自然の豊かさにあふれ、美しい四季の移り変わりと温泉が楽しめるキャンプ場となっている。主な利用客としては関西方面等の県外利用者が多い。 | | | |
| ＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ 丹生ヤマセミの郷は高野地域と熊野三山地域を結ぶ国道371号の中間地点である龍神地区から県道龍神十津川線を経由してアクセスしている。国道371号の龍神地区～中辺路地区(滝尻王子・熊野古道館)の間にはこれまで通行不能区間があったが、平成30年に開通し、通行不能区間は解消された。しかし国道371号～丹生ヤマセミの郷間の県道龍神十津川線には普通乗用車が対向できないような狭隘区間が連続しており、丹生ヤマセミの郷へのアクセスを改善し、紀伊半島内陸部への観光客等の滞在日数増加に資するためにも、特に狭小な区間から現道拡幅を実施する。 | | | |
| 拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 | | | |
| ＜現況＞ ・自然の豊かさにあふれた宿泊施設(コテージ7棟、テント25張)及び温泉施設により、地域に固有の自然、文化等に関する体験の機会の提供を行っている。 ・利用客の多くが関西圏を中心とする県外からの利用者となっており、キャンプ等のアウトドアを通じて紀伊山地の中心部という都市部ではなかなか手に入ることのできない豊かな自然環境に触れることができる。 ・当施設の近隣に熊野古道小辺路(果無山脈 安堵山、冷水山)を経て熊野本宮大社へと至るトレッキングルートがあり、当施設でキャンプをしたのち、自然を楽しみながら古くからの参詣道である熊野古道小辺路を歩いて熊野本宮大社への参拝に利用されている。 ・トレッキングルートとしてもヤマセミの郷から果無山脈へのルートは紀伊山地の中心部の自然を求めて人気であり、ヤマセミの郷はその出発地として利用されている。 | | | |
| ＜将来＞ ・当施設の所在する龍神地域の地域おこし団体が、田辺市と連携しつつ、熊野古道小辺路を活用したトレッキングルートのうち、当施設～果無山脈～熊野本宮大社、当施設～護摩壇山の古道復元整備に取り組むこととしており、今後当施設においても、当施設を起点として護摩壇山方面や熊野本宮大社方面への熊野古道を活用したトレッキング客目的へのさらなるPRを行うことを予定している。 ・熊野古道のトレッキング利用者への周辺環境整備及び宿泊利用に向けた広報活動に併せ、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関する田辺市を中心とした観光DMOである田辺市熊野ツーリズムビューローの取り組みや、熊野地域の世界遺産の観光客誘致に向けた「吉野・熊野・高野の国」の取り組み等により、複数分野の観光周遊を促進し、田辺市を含む熊野地域全体の観光客誘客を目指す。 | | | |

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

| | | | |
|---|-----------------------|------------|-------------------|
| 施設名 | 小口自然の家 | 所在地 | 和歌山県新宮市熊野川町上長井398 |
| 設置主体 | 小口自然の家 | 管理・運営主体 | 熊野川町を活性化する会 |
| 拠点施設の区分 | 省令第3条第2項 | 広域的特定活動の区分 | 省令第1条第2項 |
| 拠点施設データ | 宿泊者数：3千人(うち外国人観光客2千人) | | |
| 拠点施設の整備の有無 | 無 | 整備期間 | |
| 拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 | | | |
| <p><概要及び整備計画></p> <p>熊野古道中辺路、本宮から那智へ抜ける大雲取越・小雲取越の中間地点に立地している宿泊施設。廃校となった小口中学校が改装され、宿泊施設として生まれ変わった。館内の廊下や食堂などは当時の面影が見られ、どこか懐かしい風景が広がる。清潔感あふれる畳敷きの部屋からは周囲の豊かな自然を眺めることができ、日本の原風景とも言える独特の雰囲気を楽しめることから、宿泊者に占める外国人観光客の割合が多いことが特徴。隣にはフリーサイトのキャンプ場と野外炊事場が併設されている。</p> <p><拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性></p> <p>熊野古道と並行して那智・小口を結び、小口自然の家への帰路としても利用される県道那智勝浦熊野川線・県道那智勝浦古座川線は険しい山中で未だカーブが多く普通自動車の対向できない狭隘な道が長距離に及ぶ。この地域では、熊野古道を区間で歩く観光客や、熊野古道利用者向けの自動車回送サービスが行われているなど、熊野古道に関連した道路利用需要がある。その中でも当該ルート上で特に幅員狭小・カーブが連続する区間の現道拡幅を行うことで、道路の利便性向上を図り、もって観光客の誘客・関連産業の振興に努める。</p> | | | |
| 拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 | | | |
| <p><現況></p> <ul style="list-style-type: none">・自然を生かしたレクリエーションや教育の場としての活用、また観光振興の側面から、国内外から世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に訪れた観光客に対して自然環境・歴史文化を感じることでできる宿泊施設の提供により、地域に固有の自然、文化等に関する体験の機会の提供を行っている。世界遺産熊野川へと流れる小口川などで川遊びや釣りを楽しむこともできる。・新宮市熊野川町小口地区が、熊野本宮大社から熊野那智大社・那智山青岸渡寺へと至る熊野古道中辺路(大雲取越、小雲取越)ルートの中に位置しており、当施設は熊野古道の散策を楽しむ多くの観光客に利用されている。また、熊野古道と姉妹道となっている、スペインの巡礼道サンティアゴ・デ・コンポステーラとの交流等により海外にも知名度が高く、多くの外国人客が訪れている。 <p><将来></p> <ul style="list-style-type: none">・田辺市を中心とする観光DMOである、田辺市熊野ツーリズムビューローが、官民連携による観光客誘客に取り組んでおり、特に小口自然の家への熊野古道(大雲取越、小雲取越)トレッキング目的の外国人観光客への紹介を進めているところである。この小口自然の家での取り組みを事例として、地元においてもより気軽に外国人観光客が宿泊できる環境整備を進めていくこととしている。・これら、熊野地域の世界遺産の観光客誘致に向けた取り組みにより、観光周遊を促進し、新宮市を含む熊野地域全体の観光客誘客・滞在長期化を目指す。 | | | |

(確認様式2)

拠点施設に関する事項

| | | | |
|---|------------------|------------|-------------------|
| 施設名 | 道の駅おくとろ | 所在地 | 和歌山県東牟婁郡北山村下尾井335 |
| 設置主体 | 北山村 | 管理・運営主体 | 北山村 |
| 拠点施設の区分 | 省令第3条第2項 | 広域的特定活動の区分 | 省令第1条第2項 |
| 拠点施設データ | 81千人(観光入込客数:北山村) | | |
| 拠点施設の整備の有無 | 無 | 整備期間 | |
| 拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 | | | |
| ＜概要及び整備計画＞ 日本で唯一の「飛び地の村」である和歌山県北山村にある、国道169号沿いにある道の駅である。北山村の特産品である柑橘「じゃばら」製品などを販売する直売所や、温泉「おくとろ温泉」、宿泊施設「やまのやど」、キャンプ場などがある。国道沿いには熊野川の支流である北山川が流れており、古来北山村で伐採した木材を北山川・熊野川を經由して新宮市までいかだで運送していたことから、現在観光客向けにいかだに乗って川下りをする観光筏下りを行っており、その出発地点となっている。筏下りについては、現在12人の筏関連従事者(筏師)により運営されている。 | | | |
| ＜拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性＞ | | | |
| 拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 | | | |
| ＜現況＞ ・紀伊山地の秘境と呼ばれる豊かな自然体験を楽しんでもらうため、北山村の伝統産業である林業で古くから利用されていたいかだを活用した「北山川いかだ下り」を開催するなど地域の固有の自然、文化等に関する体験の機会を提供する活動を行っている。 ・いかだ下りについては特に好評で、多数の観光ツアー等の立ち寄りスポットとなっている。また、期間限定・週末のみではあるものの希少な体験を求めて予約が殺到し、人口約400人の村ながら、年間8,000人も観光客が体験している。 ・ほかには道の駅おくとろを中心として、北山村の特産品のPRを行っており、特に柑橘「じゃばら」については、北山村のみで自生している柑橘であるという希少性や、独特の味などが全国に広まり、北山村の知名度向上、活性化に大いに寄与しており、村のメインイベントとして毎年11月にじゃばら収穫祭が実施されており、2018年には1,500人も来場者が訪れた。 | | | |
| ＜将来＞ ・北山川いかだ下りについては、平成30年に事業40周年を迎えたことを受けて、継続して村の特色としてアピールしていくことで、北山村への観光客誘客の取り組みの基幹となることを目指す。 ・じゃばら事業については、令和2年度から村直営から民営化を行うことを予定しており、村と連携し、当施設を中心にさらなる魅力度向上による観光への寄与を目指す。 ・これらの当施設を中心とした取り組みに加えて、熊野地域の世界遺産の観光客誘致に向けた取り組みである「吉野・熊野・高野の国」等により、複数分野の観光周遊を促進し、北山村を含む熊野地域全体の観光客誘客を目指す。 | | | |

(確認様式3)

道路

| 都市計画道路名又はその他道路名 注1) | 番号 | 区間 | 道路区分 注2) | 事業主体 | 事業手法 注3) | 工種 | 延長 m | 車道幅員 | | 車線数 | | 歩道幅員 | | 交付事業費 百万円 | 交付事業における事業期間 (年度) | 事業内容 注4) | 都市計画決定 年月 | 広域的特定活動に伴う人流・物流との関係性 | | 整備効果等 注6) | 供用等 注7) | 備考 注8) | |
|------------------------|---------|--------|-------------|------|-------------|----|---------|----------|----------|-----------|-----------|----------|----------|--------------|----------------------|-------------|--------------|----------------------|----------------|-------------------|-----------------------|--------------------|--|
| | | | | | | | | 整備前 m | 整備後 m | 整備前 車線 | 整備後 車線 | 整備前 m | 整備後 m | | | | | 自 (拠点施設) | 至 注5) | | | | |
| <道路> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (一)志賀三谷線 | A11-001 | 教良寺～三谷 | 地 | 和歌山県 | — | 改築 | 400 | 3.8 | 5.0 | 1.0 | 1.0 | — | — | 100 | R2～R6 | 現道拡幅 | — | 丹生都比売神社 | 慈尊院 | 未改良区間(L=0.4km)の解消 | 全線完成供用L=0.4km(R7.3予定) | T=367台/日 K=0.05 | |
| (主)高野口野上線 | A11-002 | 天野～星山 | 地 | 和歌山県 | — | 改築 | 200 | 4.0 | 5.0 | 1.0 | 1.0 | — | — | 153 | R2～R6 | 現道拡幅 | — | 丹生都比売神社 | 高野山金剛峯寺 | 未改良区間(L=0.2km)の解消 | 全線完成供用L=0.2km(R7.3予定) | T=367台/日 K=0.05 | |
| (主)那智勝浦熊野川線 | A11-003 | 西、赤木 | 地 | 和歌山県 | — | 改築 | 100 | 3.0 | 5.0 | 1.0 | 1.0 | — | — | 200 | R2～R6 | 現道拡幅 | — | 小口自然の家 | 熊野那智大社・那智山青岸渡寺 | 未改良区間(L=0.1km)の解消 | 全線完成供用L=0.4km(R7.3予定) | T=619台/日 K=0.40 | |
| (主)那智勝浦古座川線 | A11-004 | 川関～田垣内 | 地 | 和歌山県 | — | 改築 | 600 | 4.0 | 5.0 | 1.0 | 1.0 | — | — | 208 | R2～R6 | 現道拡幅 | — | 小口自然の家 | 熊野那智大社・那智山青岸渡寺 | 未改良区間(L=0.6km)の解消 | 全線完成供用L=0.6km(R7.3予定) | T=178台/日 K=0.17 | |
| (一)龍神十津川線 | A11-005 | 丹生ノ川 | 地 | 和歌山県 | — | 改築 | 500 | 3.8 | 5.0 | 1.0 | 1.0 | — | — | 288 | R2～R6 | 現道拡幅 | — | 丹生ヤマセメの郷 | 熊野古道館(滝尻王子) | 未改良区間(L=0.5km)の解消 | 全線完成供用L=0.5km(R7.3予定) | T=595台/日 K=0.07 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(参考)

| <関連事業> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※本調査にはア)交付対象事業「道路」(補助国道、地方道、街路)、イ)関連事業の道路のすべてを記載すること。

注1)道路名は、国道、主要地方道、一般都道府県道、市町村道の別が分かるように記載すること。

注2)国、地、街、他の別を記載。ただし、国:国道、地:地方道、街:街路、他:いずれにも該当しないもの。

注3) <関連事業>については、通、交、地特、単独、促の別等を記載。補足説明すべき点は備考欄に説明を記載。

注4)施設の構造、工法、及び地方道事業においては細工種、街路事業においては沿道区画整理型街路事業等の事業名

注5)要素事業毎に、どの拠点施設を経る人流・物流の経路(他の拠点施設、I.C等)途上の事業なのかを明確にすること。

また、別添「確認様式4 道路概要図」に要素事業及び拠点施設の位置関係が分かるように図示すること。

要素事業にはそれぞれ上表の番号(整備計画の番号)を付すこと。また、拠点施設については、それぞれ施設名、所在地、施設数、入込客数などの概要を記載すること。

注6)5で記載した拠点施設間で行われる当該要素事業による整備効果を簡潔に記載すること。記載にあたっては、「所要時間が○分→○分に約○分短縮」、「拠点施設間唯一の線形不良(R<○)の解消」など具体的に記載すること。

注7)当該要素事業の供用等(部分供用含む)を記載すること。記載にあたっては、「全線完成供用L=○m(R○、○予定)」、「部分供用L=○m(R○、○目途)」など、供用形態、区間延長、供用時期を記載すること。

注8)備考には現在の道路状況を把握するために必要なその他の事項で、交通量(台/日)、混雑度等を記載。また、別添「確認様式4 道路概要図」にも主要ポイントの交通量を記載すること(要素事業箇所直近は必須)。

(例)・道路改築:交通量(台/日)、混雑度等 ※交通量は最新のセンサスデータを用いて記載すること。






・自転車駐車場:都市計画決定の有無、面積、利用台数等

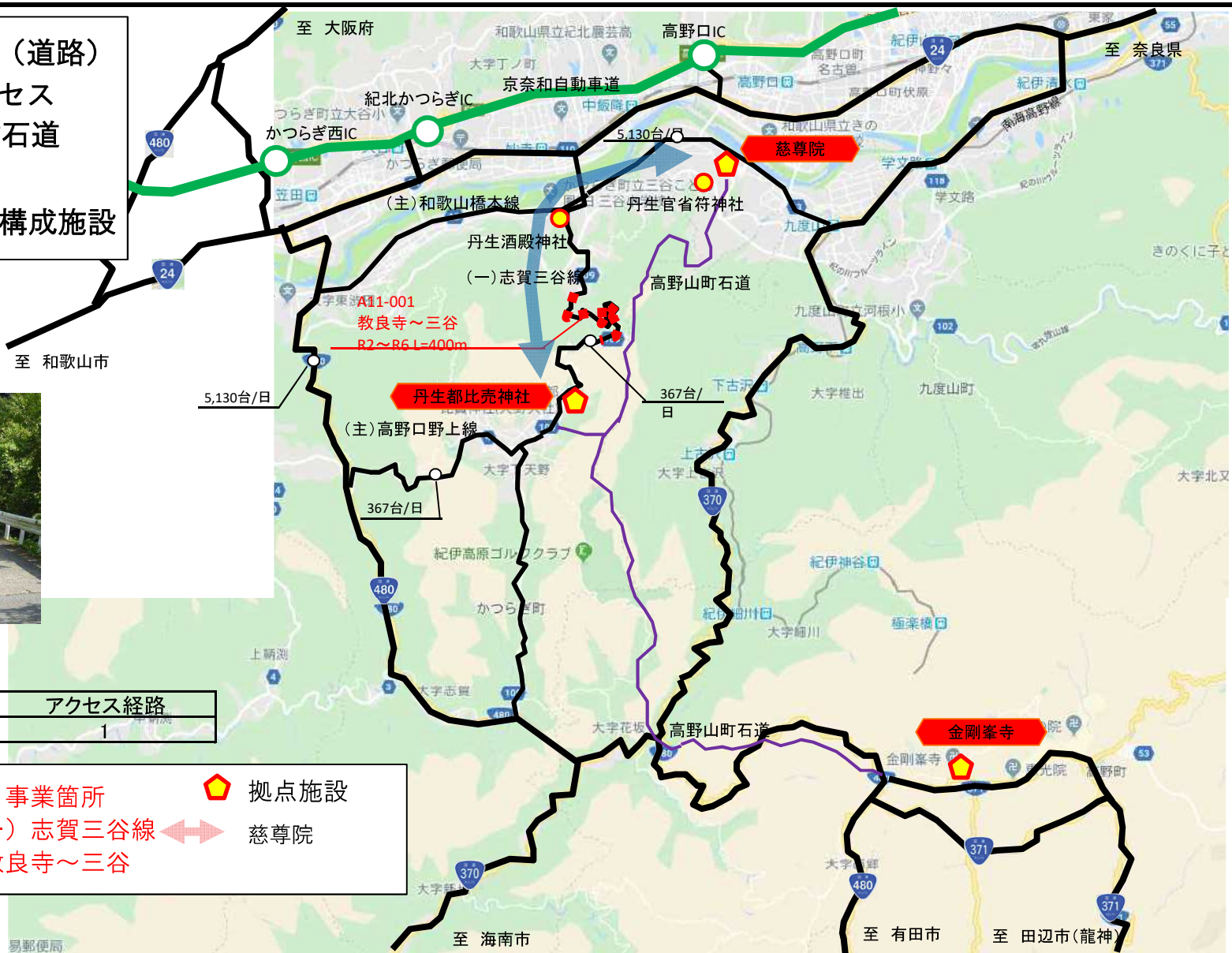
<関連事業>の備考には、当該関連事業と組み合わせて効率的・効果的に実施する交付金事業の道路名・区間についても記載。

※不足する場合は適宜行を追加すること。

※地域高規格道路、連続立体交差事業等の交付期間(3～5年)内に一定の成果をあげることのできない大規模な事業は、交付対象外。

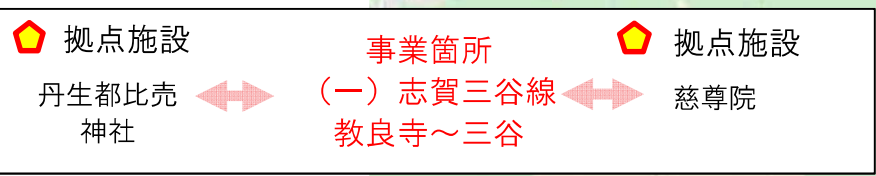
(一) 志賀三谷線(和歌山県) 事業実施箇所図

-  基幹事業 (道路)
-  主要アクセス
-  高野山町石道
-  拠点施設
-  世界遺産構成施設



現道状況

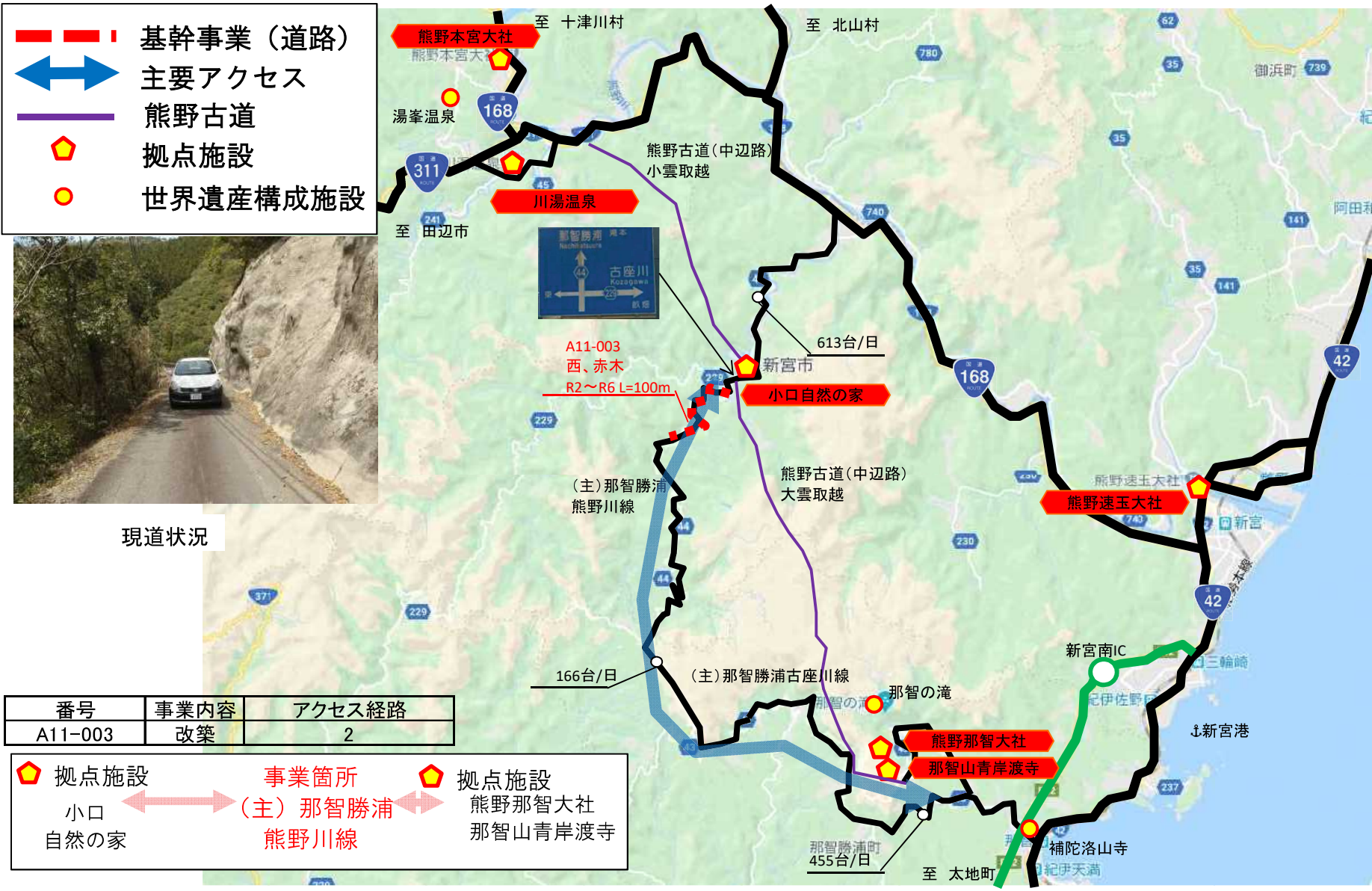
| 番号 | 事業内容 | アクセス経路 |
|---------|------|--------|
| A11-001 | 改築 | 1 |



(主)高野口野上線(和歌山県) 事業実施箇所図



(主)那智勝浦熊野川線(和歌山県) 事業実施箇所図

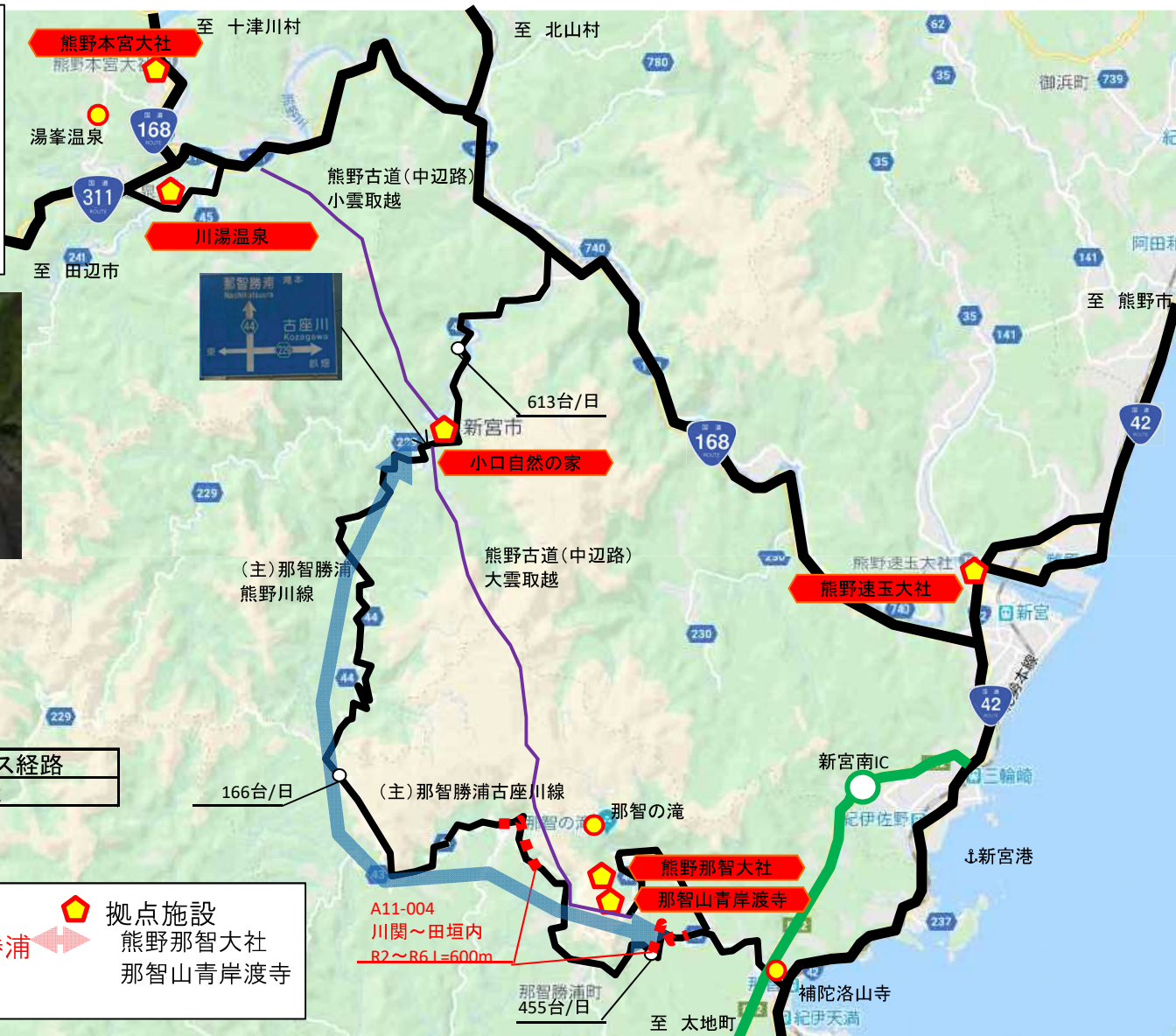


(主)那智勝浦古座川線(和歌山県) 事業実施箇所図

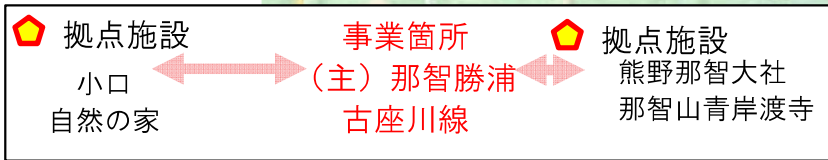
- 基幹事業 (道路)
- ↔ 主要アクセス
- 熊野古道
- ⬠ 拠点施設
- 世界遺産構成施設



現道状況

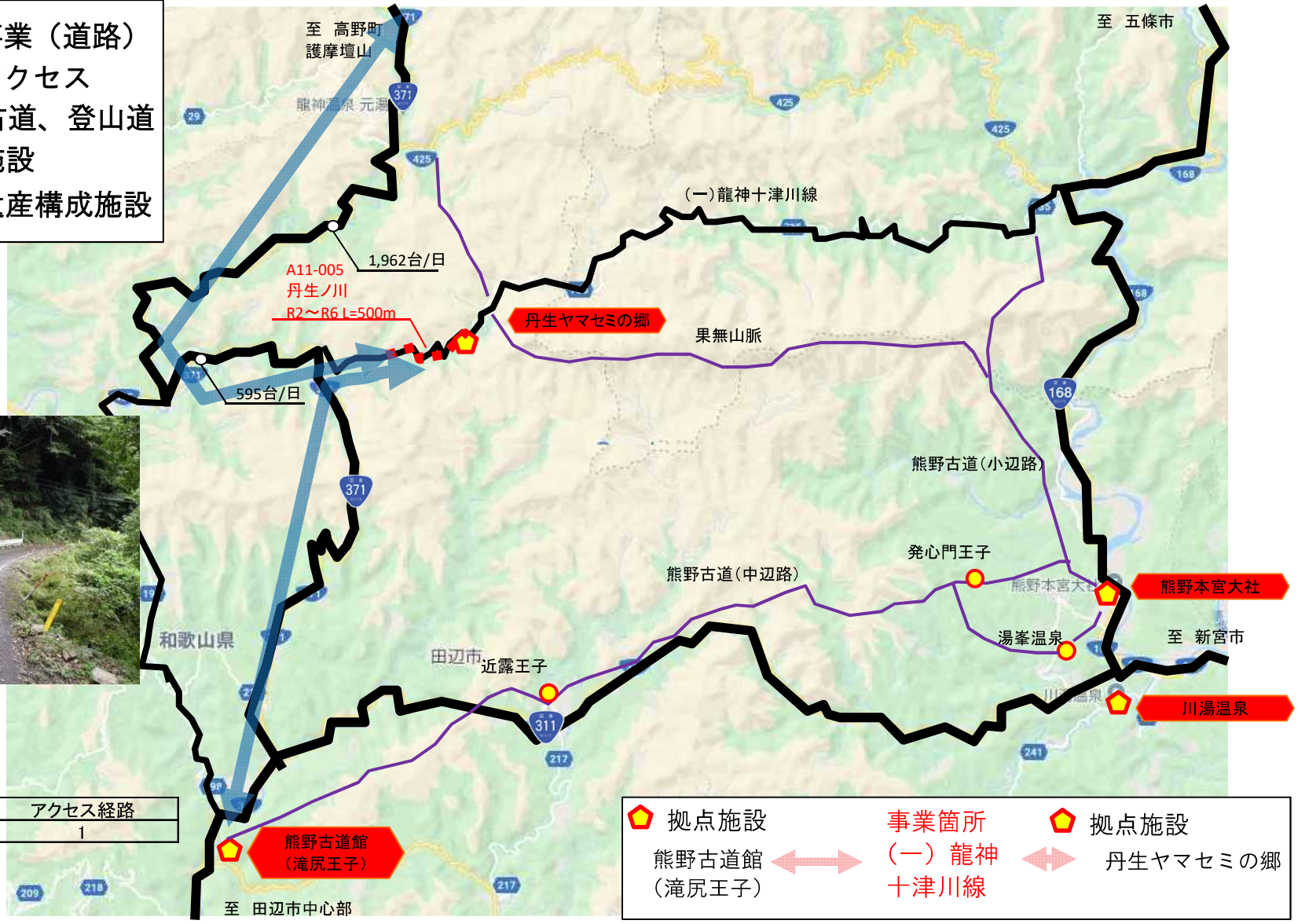


| 番号 | 事業内容 | アクセス経路 |
|---------|------|--------|
| A11-004 | 改築 | 2 |



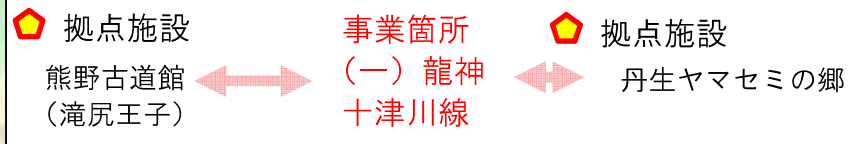
(一)龍神十津川線(和歌山県) 事業実施箇所図

- 基幹事業(道路)
- ↔ 主要アクセス
- 熊野古道、登山道
- ◆ 拠点施設
- 世界遺産構成施設



現道状況

| 番号 | 事業内容 | アクセス経路 |
|---------|------|--------|
| A11-005 | 改築 | 1 |



広域的地域活性化基盤整備計画の市町村への意見聴取結果（とりまとめ）

1. 整備計画名：「吉野・高野・熊野の国」の連携による世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」地域の観光地域活性化（重点）
2. 聴取対象　：田辺市、新宮市、那智勝浦町、高野町、かつらぎ町、北山村
3. 聴取期間　：令和元年1月22日～24日
4. 結果　　　：意見なし